



平成27年4月3日

各 位

会 社 名 株式会社 セキド
代表者名 代表取締役社長 関戸 正実
(コード:9878、東証第二部)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 弓削 英昭
(TEL. 03-6273-2053)

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月3日開催の取締役会において、平成27年5月15日開催予定の第53期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在 毎年2月20日

変更案 毎年3月20日

決算期変更に伴い第54期は、平成27年2月21日から平成28年3月20日までの13か月の変則決算となる予定です。

2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、年末年始の業務繁忙時と事業計画の策定期間の重複を避け、より効率的な事業運営を図るため、当社の事業年度を毎年3月21日から翌年3月20日までに変更したいと存じます。

これに伴い、現行定款第11条（招集）、第12条（定時株主総会の基準日）、第36条（事業年度）、第38条（剰余金の配当の基準日）につき、所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けることといたします。

3. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年5月15日

定款変更の効力発生日 平成27年5月15日

以 上

別紙. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年<u>5</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2</u>月20日とする。</p> <p>第13条～第35条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年<u>2</u>月21日から翌年<u>2</u>月20日までの1年とする。</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2</u>月20日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8</u>月20日とする。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月20日とする。</p> <p>第13条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年<u>3</u>月21日から翌年<u>3</u>月20日までの1年とする。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月20日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月20日とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 第11条(招集)の規定の変更は、平成27年7月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>第2条 第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第54期事業年度は、平成27年2月21日から平成28年3月20日までの13か月とする。</u></p> <p><u>第3条 第38条の(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は平成27年9月21日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>なお、本附則は上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>